

(議案第 18 号について事務局より説明)

(質疑等の要旨)

会 長 : ありがとうございました。説明は終わりました。これより発言を許します。なお、発言の際は必ず挙手をし、指名された後に発言していただくようお願いいたします。それでは、ただいま事務局より説明があった議案第 18 号の案件につきまして、質問及び意見はございませんか。

委 員 : 農地全体の面積は減ったが、生産緑地の追加指定が発生している。運用基準を緩和したことによる影響をどう捉えているのか。

事務局 : 今回追加された生産緑地の内、昨年度の運用改正により指定できるようになったものがあるため、運用改正の成果は出ていると考えている。また面積基準を 500 ㎡から 300 ㎡へ引き下げる条例についても H30 年 10 月に施行されており、来年度から新たな基準で運用することを農家へ周知し、追加指定を進めていく。

委 員 : 生産緑地の廃止については事後報告で良いのか。

事務局 : 生産緑地の手続きについては、主たる従事者が亡くなれば相続が発生した場合に市へ買取申出を行い、市や周辺の農家が誰も買い取らないと 3 ヶ月経過後に自動で建築行為等の制限が解除され、その後は宅地転用等を自由に行える状態になる。都市計画の変更としては、建築行為等の制限解除がされた後のものを 1 年分をまとめて議案として諮っており、既に転用されているものも含まれている。

議案第 18 号 (全員異議なしで、原案どおり可決)